

清須市第 2 次総合計画 後期基本計画 (2020-2024)
(素案)

目 次

I 清須市の現状と今後の見通し … - 1 -

- (1) 人口 … - 1 -
- (2) 世帯 … - 6 -
- (3) 地価動向 … - 6 -
- (4) 7つの政策分野における現状 ※第4回審議会で審議
- (5) 財政状況 ※第4回審議会で審議
- (6) リニア中央新幹線の開業による影響等（リニア・インパクト）…
※第4回審議会で審議

II 土地利用方針 … - 8 -

III 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020 … - 9 - 資料6-2

- (1) 策定の基本的な考え方
- (2) 基本目標
- (3) 基本目標の実現に向けた取組
- (4) 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020のマネジメント
サイクル
- (5) 基本目標の実現に向けたご意見・ご提案

IV 7つの政策の実現に向けた37の施策 … - 10 -

- (1) 政策体系 … - 10 -
- (2) 施策の概要 … - 11 -
- (3) 施策ページの見方 … - 12 -
- (4) 後期基本計画における37の施策 … - 14 - 資料6-3

V 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行 - 14 -

※第4回審議会で審議

I 清須市の現状と今後の見通し

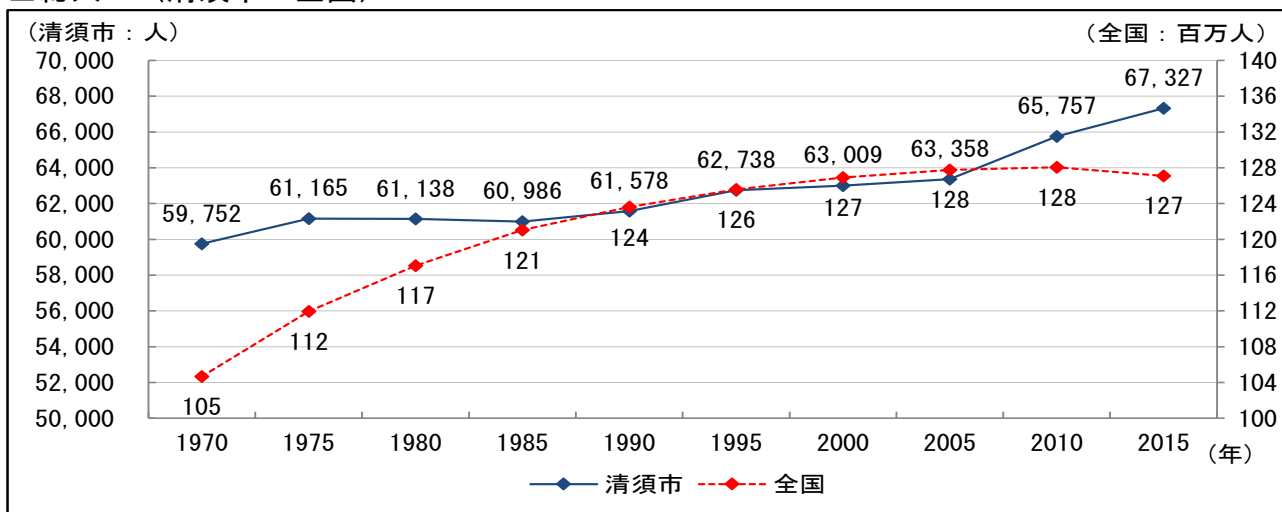
※人口等の現状分析における数値については、原則として数値の基準日が、2005（平成 17）年 7 月 6 日以前の場合は、旧西枇杷島町・旧清洲町・旧新川町・旧春日町の数値を合計し、2005（平成 17）年 7 月 7 日から 2009（平成 21）年 9 月 30 日までの場合は、旧清須市・旧春日町の数値を合計している。

(1) 人口

現 状

清須市の人口は、1970（昭和 45）年から 2015（平成 27）年の 45 年間に 7,575 人増加し、2015（平成 27）年 10 月時点で 67,327 人となっています。これまでは概ね増加傾向となっており、特に 2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年にかけて 3,969 人（6.3%）増加しています。

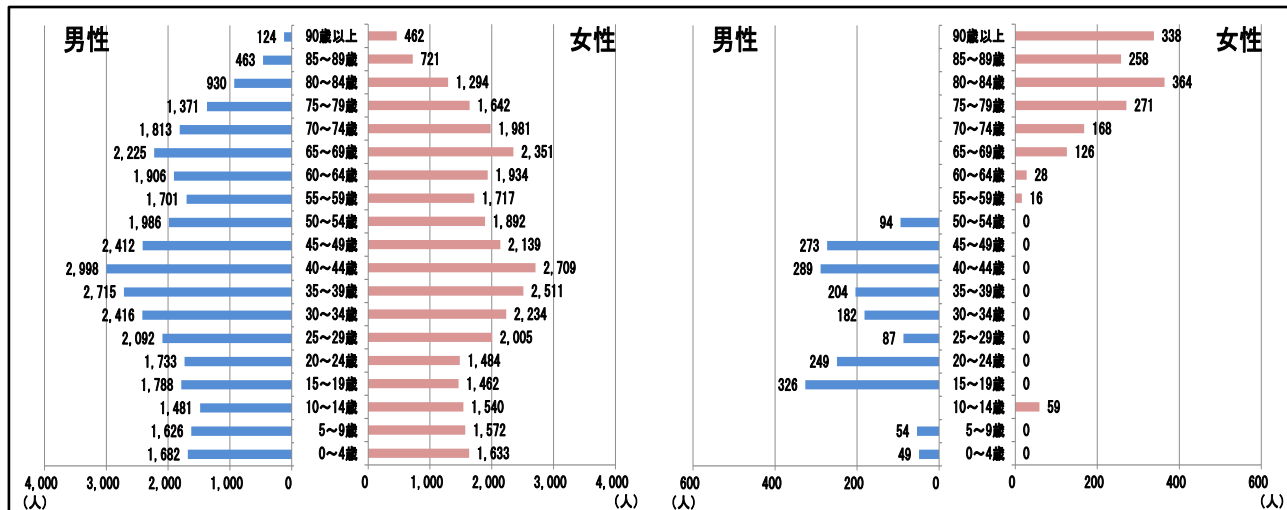
■総人口（清須市・全国）



出典：総務省「国勢調査」

2015（平成 27）年の年齢別人口（5歳階級別）をみると、40歳代と60歳代の2つのピークが見られます。男女の人数差を年齢別にみると、15～54歳にかけては、男性の人数が女性の人数を大きく上回っています。一方、55歳以上については、女性の人数が男性の人数を上回っています。

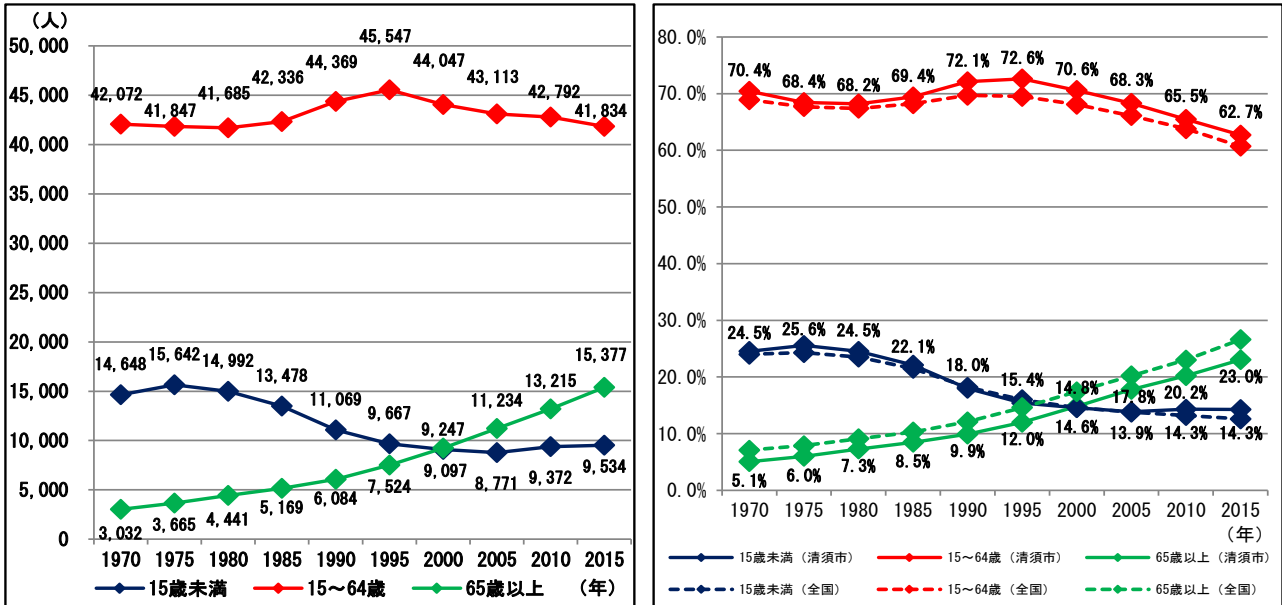
■性別・年齢5歳階級別人口と男女の人数差（2015（平成 27）年）



出典：総務省「国勢調査」

1970（昭和45）年以降の年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、1975（昭和50）年から減少に転じ、近年はおおむね横ばいで推移しています。15～64歳の生産年齢人口は、1995（平成7）年をピークに減少に転じています。一方、65歳以上の老年人口は、増加傾向となっています。

■年齢3区分別の人口・構成比（清須市・全国）

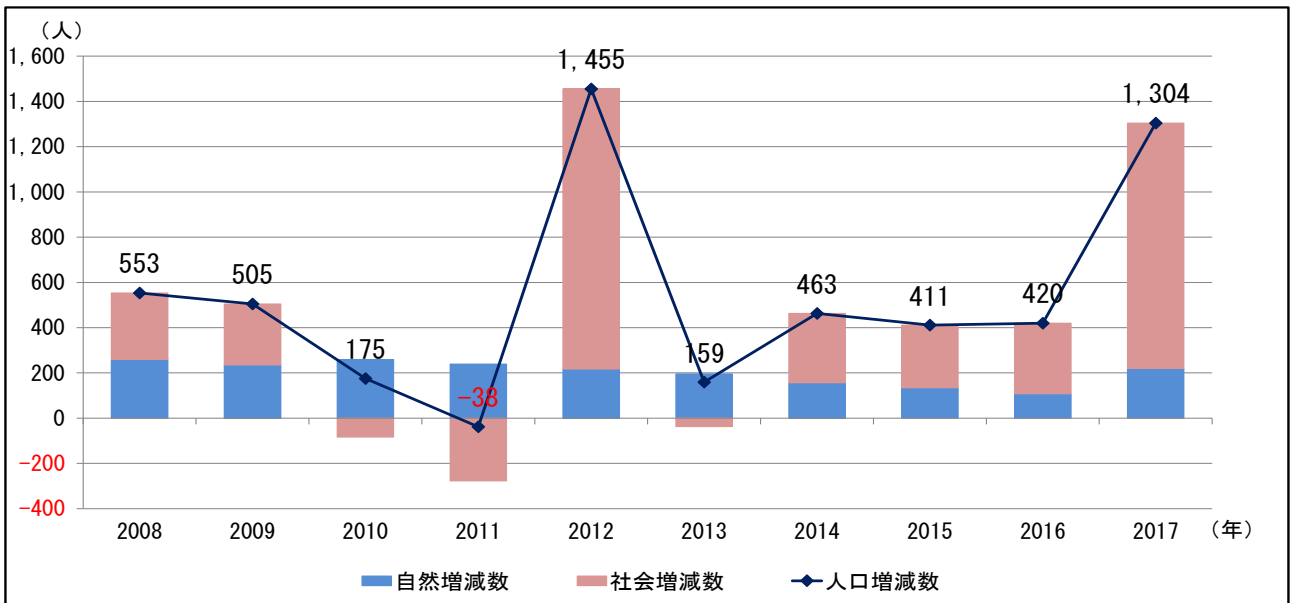


出典：総務省「国勢調査」

清須市の人口増減数の推移について、自然増減数は一貫して増加を維持しています。

社会増減数は、近年はおおむね増加傾向にあり、2012（平成24）年は改正住民基本台帳法の施行により、2017（平成29）年は大規模な社宅の建設により大きく増加しています。

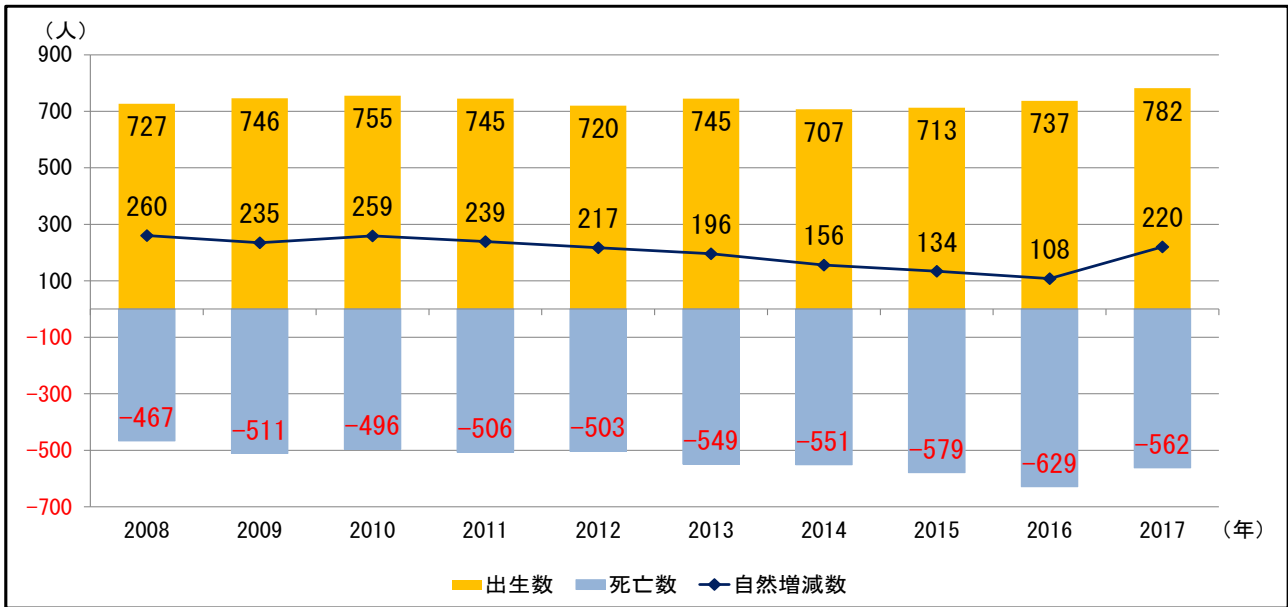
■人口増減数



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」※2012年までは年度間、2013年からは年間の数値。2012年以降は外国人住民を含む数値。

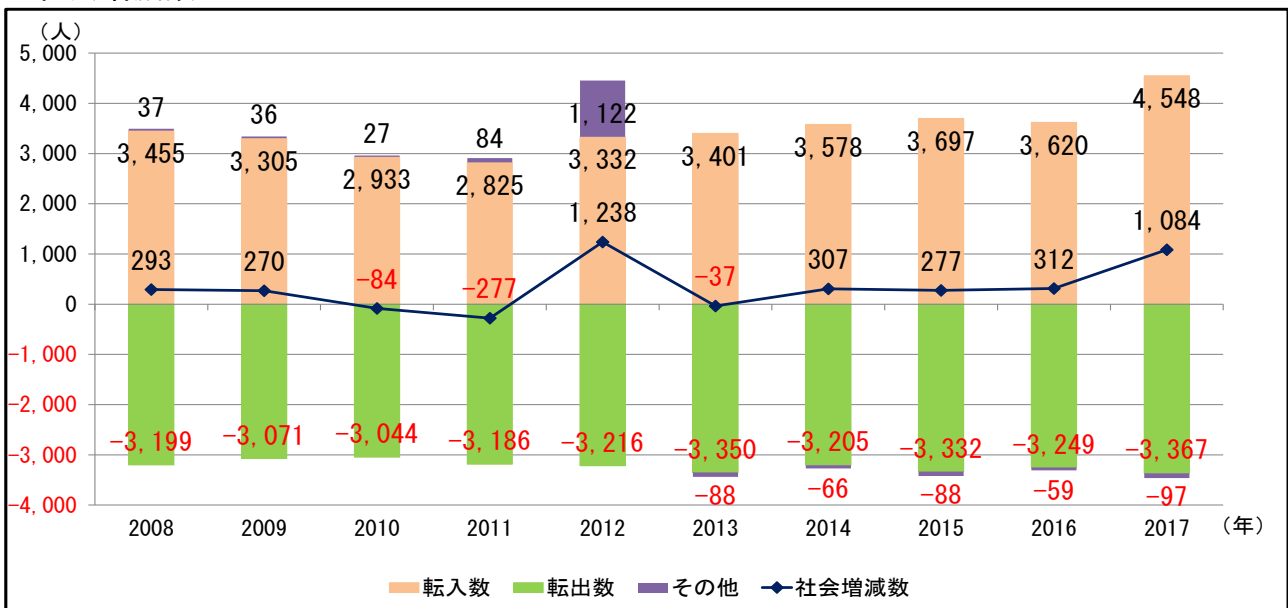
■自然増減数・社会増減数

<自然増減数>



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」※2012年までは年度間、2013年からは年間の数値。2012年以降は外国人住民を含む数値。

<社会増減数>

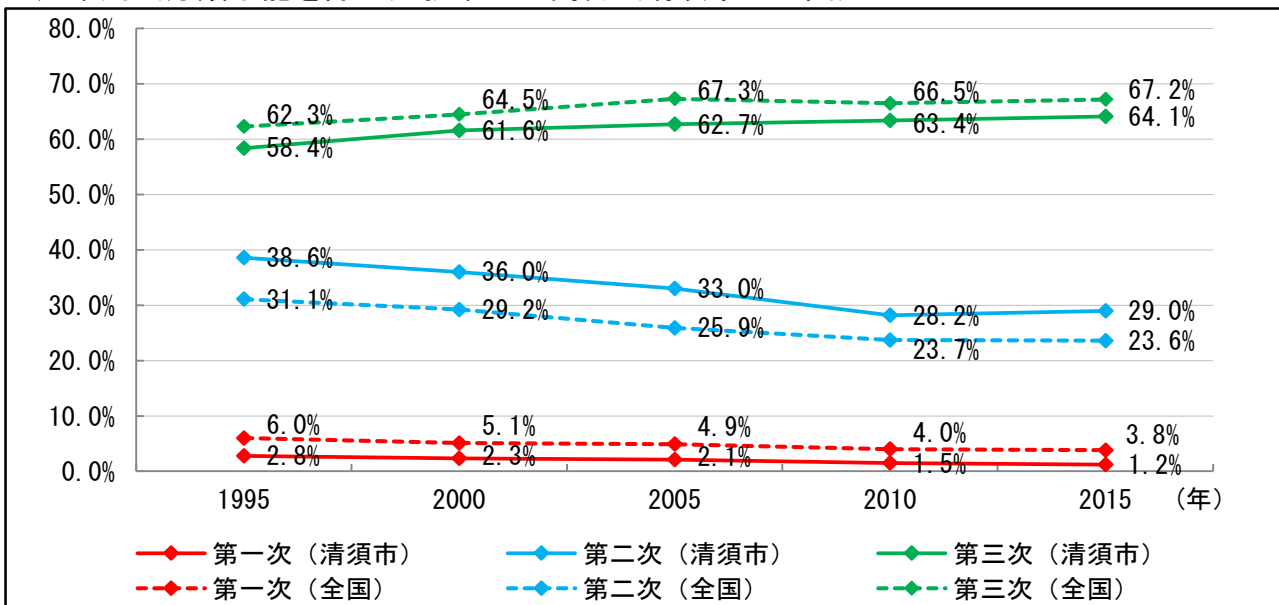


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」※2012年までは年度間、2013年からは年間の数値。2012年以降は外国人住民を含む数値。

産業別就業人口割合の推移をみると、製造業を中心とする第二次産業の就業人口割合はこれまで減少傾向にありましたが、2015（平成 27）年は増加に転じています。

卸売・小売業やサービス業を中心とする第三次産業の就業人口割合は、増加が続いています。

■産業別（分類不能を除く）就業人口割合（清須市・全国）



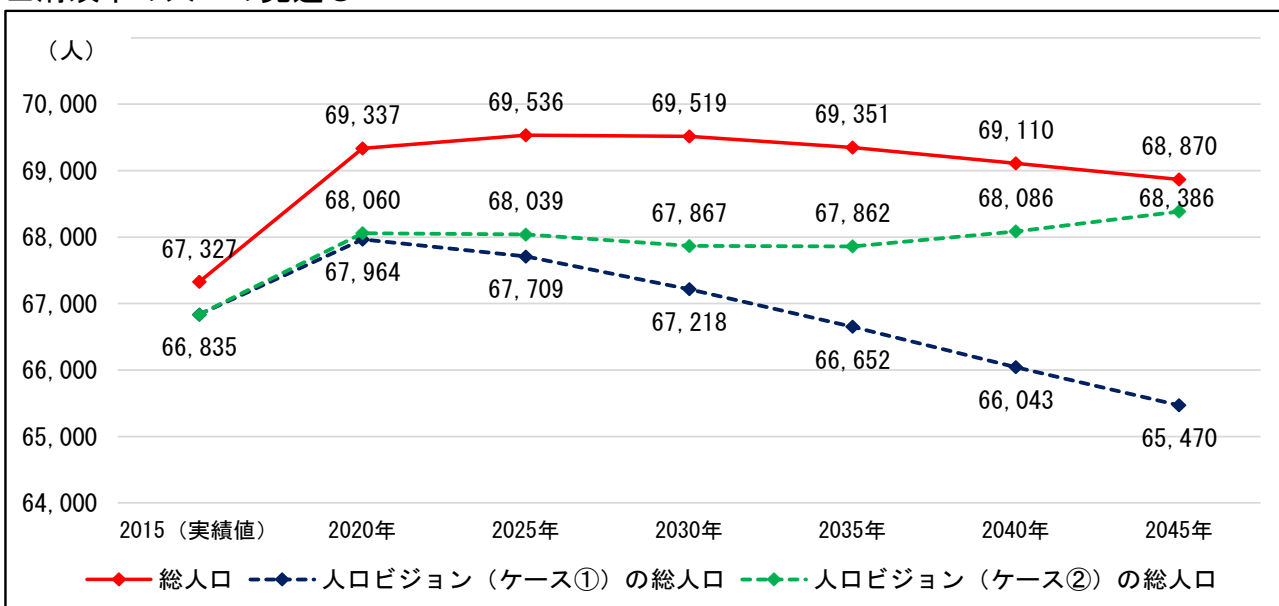
出典：総務省「国勢調査」

今後の見通し

2015（平成 27）年の国勢調査人口 67,327 人を基準に今後の人口を推計すると、2020（令和 2）年には 69,337 人となり、その後 2025（令和 7）年にピークを迎えた後、緩やかに減少が始まり、2045（令和 27）年には 68,870 人となることが見込まれます。

2016（平成 28）年 2 月に策定した人口の将来展望を示す「清須市人口ビジョン」における推計値（ケース①、ケース②）と比較しても、今後の総人口は上振れすることが見込まれます。

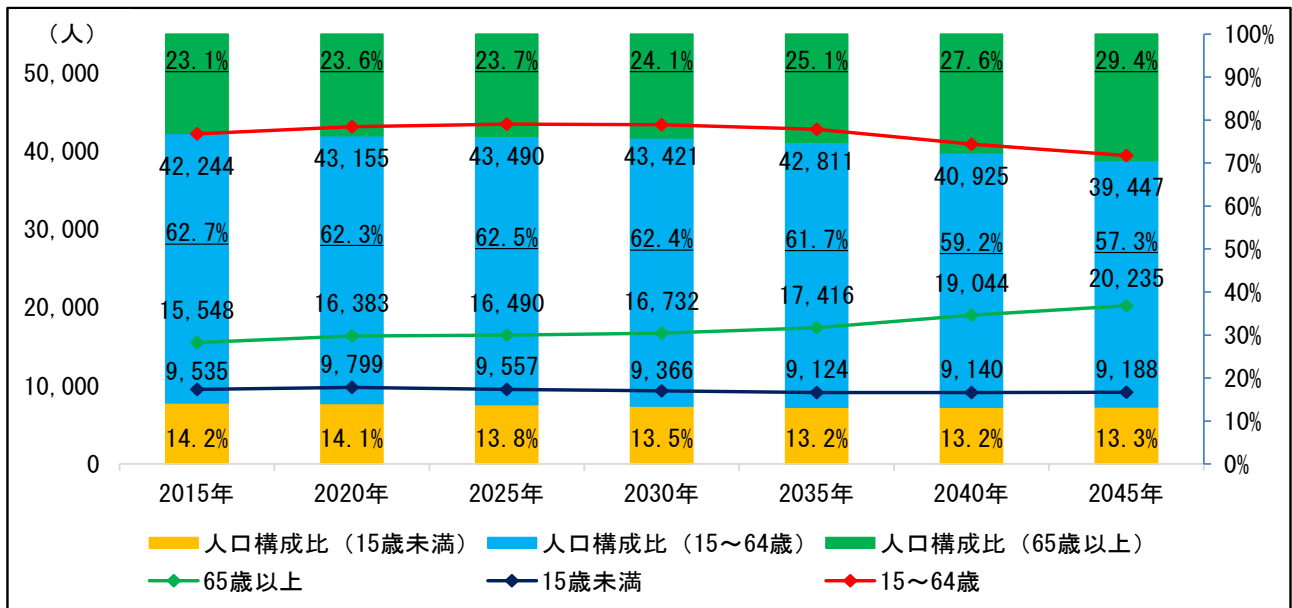
■清須市の人口の見通し



また、年齢3区分別人口では、15～64歳の生産年齢人口は、2025（令和7）年まで緩やかに増加しますが、その後減少局面に入ることが見込まれます。

一方で、65歳以上の老年人口は、一貫して増加が続くことが見込まれます。

■清須市の年齢3区分別人口の見通し



■人口推計の手法

今回の将来人口推計では、コーホート（同一期間に出生した集団）ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる「コーホート法」のうち、人口変動の直接的な要因を「出生」、「死亡」、「移動」に分けて計算を行う「コーホート要因法」を使用した。

（基準人口）

2015（平成27）年国勢調査における男女別・年齢（5歳階級）別人口を基準人口とした。

（推計期間）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計と同様、2045（令和26）年までとした。

（将来の出生率）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計に準拠した清須市の女子5歳階級別出生率仮定値を使用した。

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
推計値	1.70	1.68	1.68	1.69	1.70	1.70
ビジョン(ケース①)	1.63	1.60	1.60	1.60	1.61	1.61
ビジョン(ケース②)	1.68	1.74	1.80	1.94	2.07	2.07

（将来の生残率）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計に準拠した清須市の男女5歳階級別生残率仮定値を使用した。

（将来の社会移動率）

過去の清須市の男女5歳階級別移動率を算出し、2020（令和2）年までは、近年の人口増加の状況を勘案して、2009（平成21）年から2018（平成30）年の平均移動率を使用。

2020（令和2）年以降は、より長期的なすう勢を反映するため、1994（平成6）年から2018（平成30）年の平均移動率を使用した。

（将来の出生性比）

国立社会保障・人口問題研究所の2018（平成30）年推計に準拠して、女子100に対して男子105.2とした。

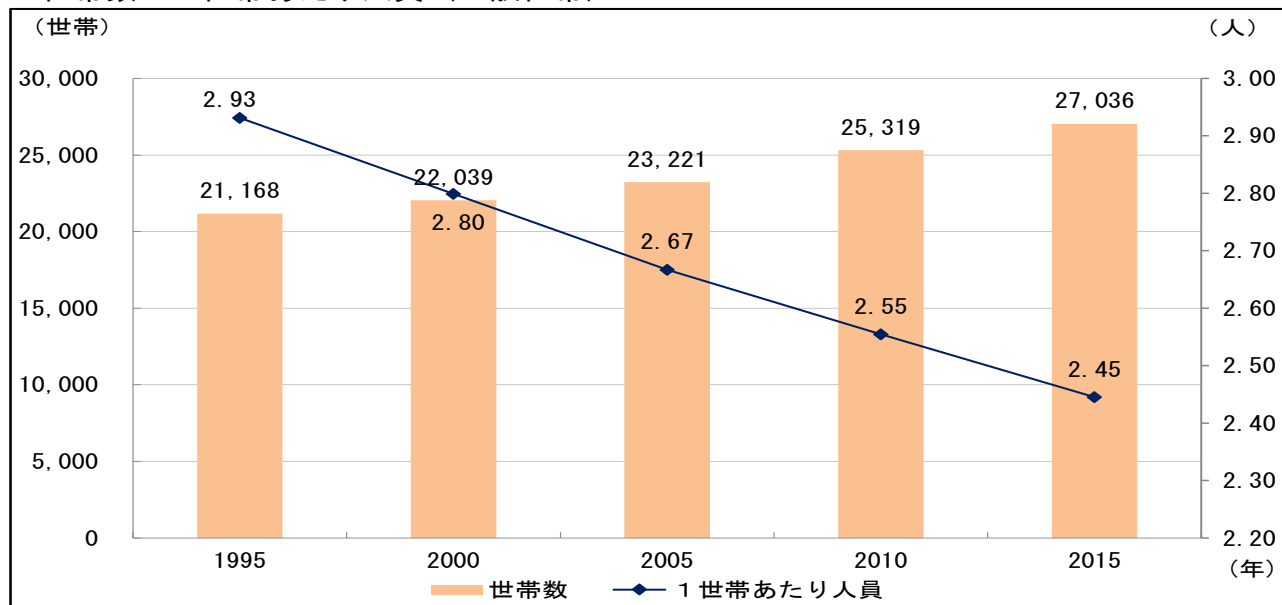
（その他）

基準人口について、男女別の年齢不詳者数は、各年齢の人口グループで按分し、補正した。

(2) 世帯

清須市の世帯数の推移をみると、これまで一貫して増加しており、2015（平成 27）年には 27,036 世帯となっています。一方で、一世帯あたりの人員は減少しており、2015（平成 27）年には 2.45 人となっています。

■世帯数・1世帯あたり人員（一般世帯）



出典：総務省「国勢調査」

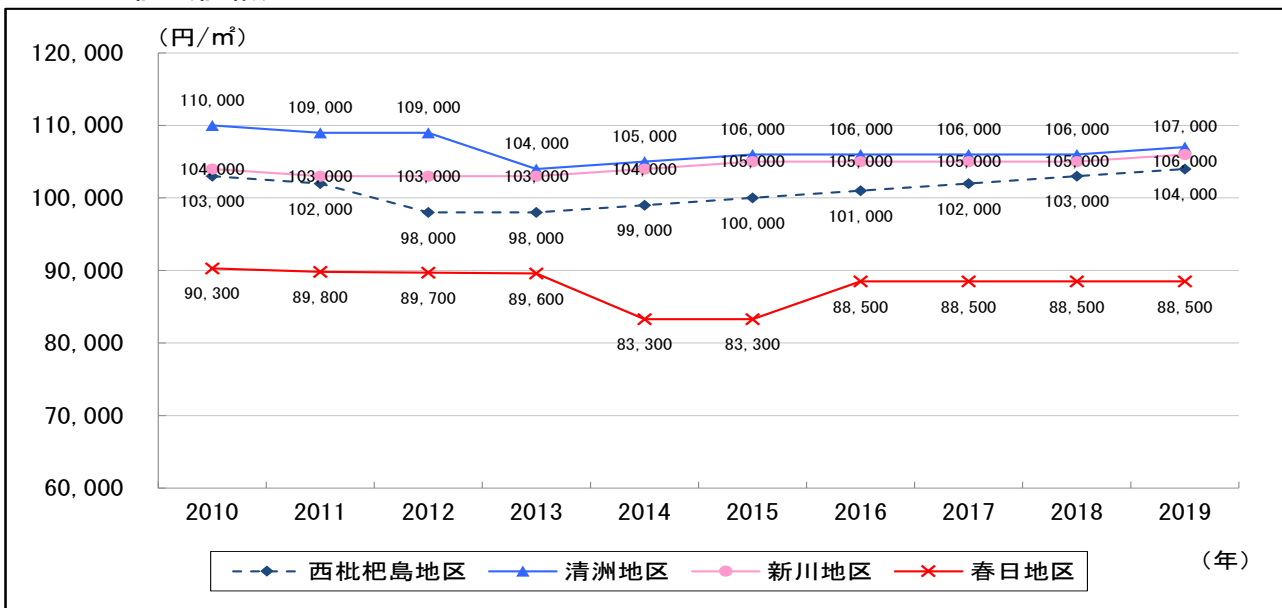
(3) 地価動向

住宅地の公示価格高位地点（設定されている地価公示標準地の中で最高価格であった地点）の価格を旧 4 町地区別にみると、2010（平成 22）年に西枇杷島地区 103,000 円/㎡（西枇杷島町南大和）、清洲地区 110,000 円/㎡（新清洲二丁目）、新川地区 104,000 円/㎡（助七一丁目）、春日地区 90,300 円/㎡（春日落合）であったのに対し、2019（平成 31）年は西枇杷島地区 104,000 円/㎡（西枇杷島町旭二丁目）、清洲地区 107,000 円/㎡（新清洲五丁目）、新川地区 106,000 円/㎡（助七一丁目）、春日地区 88,500 円（春日落合）となっています。

2010（平成 22）年を 1.00 とする指数で上記地点の 2019（平成 31）年価格を示すと、西枇杷島地区が 1.01、清洲地区が 0.97、新川地区が 1.02、春日地区が 0.98 となっています。

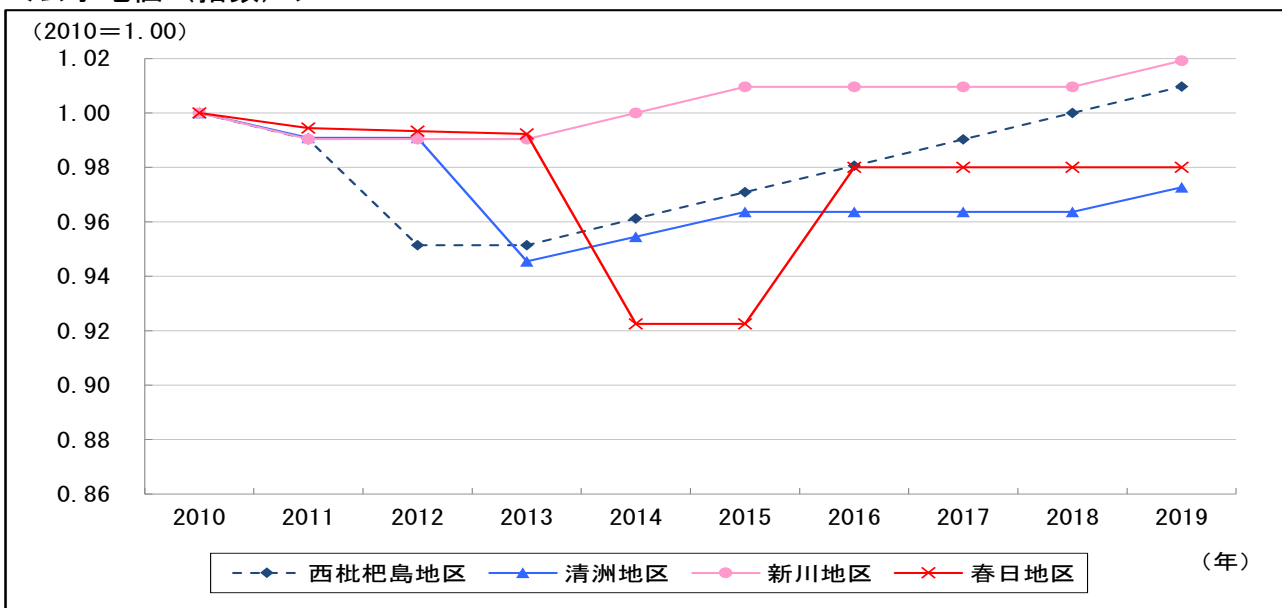
■地価動向（住宅地：旧4町地区）

<公示地価（価格）>



出典：国土交通省「地価公示」

<公示地価（指数）>



出典：国土交通省「地価公示」をもとに作成

(4) 7つの政策分野における現状・(5) 財政状況

については、直近の状況までの整理を行い、第4回審議会で審議。

(6) リニア中央新幹線の開業による影響等（リニア・インパクト）

については、前期基本計画の内容を基本に整理し、第4回審議会で審議。

II 土地利用方針

清須市では、工業地区と住宅地区、さらに農用地が混在していますが、将来的な用途純化を基本として、広域的な交通利便性とゆとりある土地空間の有効活用を図り、職・住・レクリエーションの空間が共存する地域として整備する必要があります。

このため、リニア中央新幹線の開業も見据えて、JR枇杷島駅、名鉄新清洲駅・須ヶ口駅を中心として、商業等の都市機能が集積する交流拠点となる「拠点都市機能誘導ゾーン」を設定します。

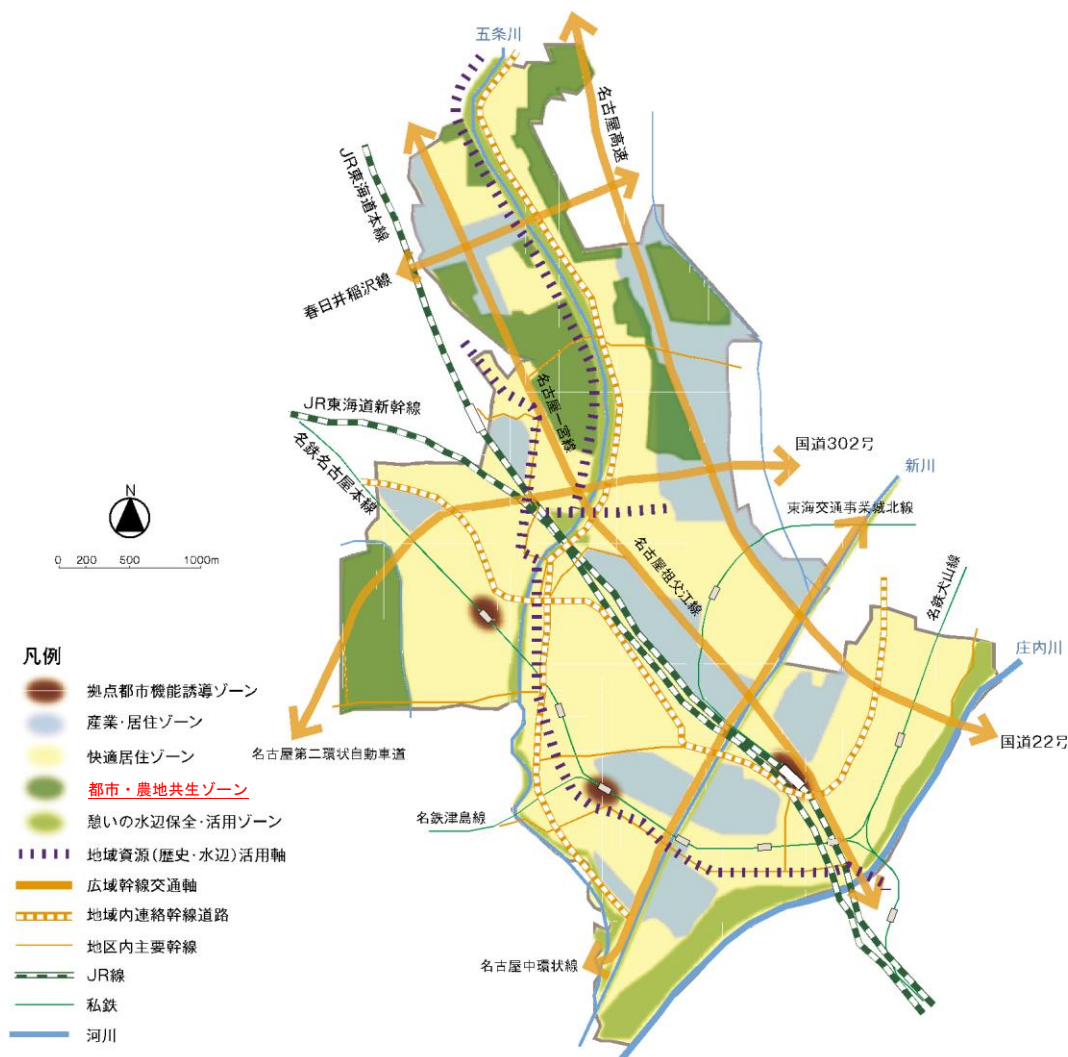
前期計画・・・「緑地」

前期計画・・・「都市緑地・農地ゾーン」

また、都市化が進む中で貴重な**農地**を守り、自然との共生を図るため、「**都市・農地共生ゾーン**」を設定するとともに、市内を流れる庄内川・新川・五条川の流域を市民が憩う豊かな水辺空間として整備し、美濃路や清洲城、朝日遺跡などの歴史的資源及び五条川沿いの文化芸術施設などの活用とあわせて、市民が安らぎと知的な充足感を感じることができる「憩いの水辺保全・活用ゾーン」を設定します。これらの地域資源を活用するために、「地域資源（歴史・水辺）活用軸」で結び、地域の魅力の向上と文化的な発展を目指します。

各ゾーンを「広域幹線交通軸」と「地域内連絡幹線道路」で連結することにより、市内全域の均衡な発展と広域的な交流・連携を図り、清須市の総合力をより高めていきます。

今後、都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するとともに、その土地のポテンシャルを生かしたまちづくりを進め、地域全体の活力向上を目指します。



Ⅲ 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020

…資料 6 - 2

IV 7つの政策の実現に向けた37の施策

(1) 政策体系

基本構想で掲げる7つの政策（施策の指針）のもとに、その実現に向けて清須市が中期的に取り組む施策（行政分野や組織の所掌事務を踏まえて、複数の事務事業をその目的により束ねるもの）を、以下のとおり体系的に整理します。

施策の単位については、施策の継続性を確保するために「第2次総合計画 前期基本計画」の施策項目（37項目）をベースとしつつ、現状の行政課題や組織体制を踏まえて37の施策を設定します。

政策1	安全で安心して暮らせるまちをつくる	
	施策101	治水対策の推進
	施策102	防災・減災対策の推進
	施策103	防犯・交通安全対策の推進
	施策104	消防・救急医療体制の充実
政策2	子育てのしやすいまちをつくる	
	施策201	母子保健の充実
	施策202	子育て支援の充実
	施策203	学校教育の充実
	施策204	ひとり親家庭への支援の充実
施策205	青少年健全育成の推進	
政策3	誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる	
	施策301	健康づくりの推進
	施策302	地域福祉の充実
	施策303	高齢者福祉の充実
	施策304	障害者（児）福祉の充実
	施策305	医療保険・年金制度の適正運営
施策306	生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施	
政策4	便利で快適に暮らせるまちをつくる	
	施策401	市街地整備の推進
	施策402	道路・橋梁の整備・適正管理の推進
	施策403	上水道の安定供給・下水道の充実
	施策404	水辺空間と緑地の充実
	施策405	公共交通の充実
	施策406	ごみの減量化と資源化の推進
	施策407	環境保全の推進
施策408	斎苑施設の整備・運営	
政策5	魅力に満ちた活力のあるまちをつくる	
	施策501	観光の振興
	施策502	商業・工業の振興
	施策503	都市近郊農業の振興
施策504	消費生活の擁護	
政策6	豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる	
	施策601	生涯学習の充実
	施策602	文化・芸術活動の振興
	施策603	文化財保護の推進
	施策604	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	施策605	国際交流の振興
施策606	男女共同参画社会の推進	
政策7	つながりを大切にするまちをつくる	
	施策701	市民参加・市民協働の推進
	施策702	広報・広聴活動の充実
	施策703	自治・コミュニティ活動の振興
施策704	市民ニーズに応える行政運営の推進	

(2) 施策の概要

主担当課

施策単位で主担当課を設定し、主担当課が「施策の展開」ごとの担当課と連携を図りながら、施策の進行管理を実施します。

目指す姿

施策単位で、基本構想の終期である 2024（令和 6）年度を見据え、“施策がどう展開され、その結果、まちがどうなっているか”という視点から、施策の目標となる「目指す姿」を掲げます。

達成度指標

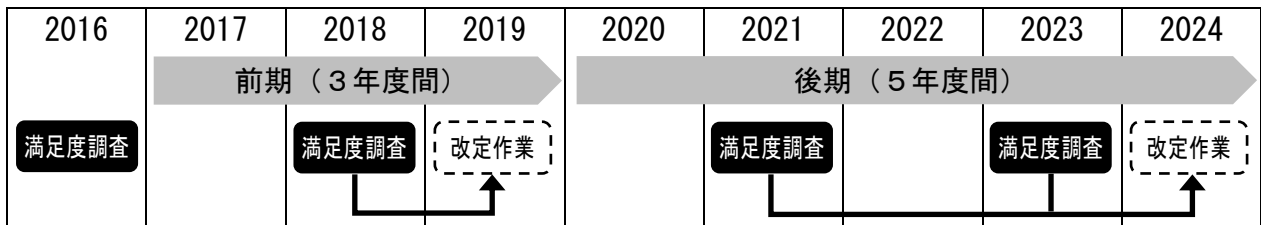
施策単位で、「目指す姿」にどこまで近づけているかを測るための指標として、「達成度指標」を設定します。「達成度指標」は原則として実現すべき成果に係る数値目標とします。

また、市民満足度調査における「施策の満足度」については、全施策共通の「達成度指標」として、計画期間中の上昇を目指します。

<市民満足度調査>

市が取り組む施策に対して、市民が現在どの程度満足と感じているか、そして今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理し、市のまちづくりに反映することを目的として、2008（平成 20）年度から実施しています。

第 1 次総合計画の期間中においては、隔年で実施してきましたが、第 2 次総合計画の期間中においては、計画の検証・見直し等の時期にあわせて、次のとおり実施を予定しています。



施策の展開

施策の「目指す姿」の達成に向けて、後期計画の計画期間（2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度まで）において、施策をどのような方向性で進めていくかを整理するものです。

「施策の展開」ごとに担当課を設定し、施策の主担当課と連携を図りながら、施策全体を推進します。また、「施策の展開」に即した具体的な事務事業については、実施計画（「V 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行」を参照）において、毎年度整理します。

(3) 施策ページの見方

現状と課題

- 国等の動向や、清須市におけるこれまでの取組を踏まえ、施策を取り巻く現状と課題を整理しています。

政策 1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

施策 101 治水対策の推進

主担当課：土木課

現状と課題

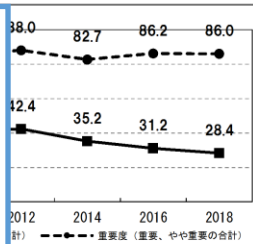
- 全国的にゲリラ豪雨や集中豪雨による浸水被害が多発しており、市民の治水に対する関心が高まっていることから、引き続き市民に分かりやすい水害対応情報の発信に努め、市民との情報共有を図る必要があります。
- 雨水を河川に放流するための排水ポンプ場について、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場、西清洲ポンプ場をはじめ、老朽化に対応した計画的な施設の改修を進めています。
- 河川の流下能力の向上等を図るため、国や県と連携して庄内川特定構造物改築事業や河川整備事業などを進めています。
- 都市化の進行に伴って、雨水を貯留して地面に染み込ませる田畑の減少が進んでいることから、浸水被害の発生を防止するための雨水貯留対策を推進する必要があります。

施策に対する市民の満足度・重要度

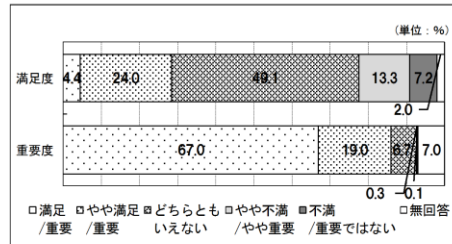
目指す姿

- 後期基本計画の終期である2024（令和6）年度を見据えて、施策の目標として、『施策がどう展開され、その結果、まちがどうなっているか』を掲げています。

[満足度・重要度の推移]



[2018（平成30）年度調査結果]



目指す姿

総合的な治水対策が着実に進展し、浸水被害の軽減が図られています。

達成度指標

指標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度 満足度	31.2% (2016年度)	28.4% (2018年度)	後期計画基準値から増加 (2023年度)
床上浸水被害の発生件数	0件 (2015年度)	0件 (2018年度)	0件 (2024年度)
水害対応ガイドブックを知っている市民の割合 満足度	—	66.6% (2018年度)	後期計画基準値から増加 (2023年度)
大雨でも自宅の浸水の心配が軽減された市民の割合 満足度	29.0% (2016年度)	26.5% (2018年度)	後期計画基準値から増加 (2023年度)

達成度指標

- 施策の「目指す姿」にどこまで近づけているかを測るための指標です。
- 後期基本計画の終期である2024（令和6）年度を見据えた目標値（後期計画目標値）を設定しています。
- **満足度**…「市民満足度調査」の結果を指標とするものです。「市民満足度調査における満足度」は、調査において、施策に対して「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合の合計です。
- **戦略**…「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」の数値目標又はKPI（重要業績評価指標）を指標とするものです。3つの基本目標ごとに整理しています。

施策の展開

- 施策の「目指す姿」の達成に向けて、後期基本計画の計画期間（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで）において、施策をどのような方向性で進めていくかを整理しています。
 - 「施策の展開」に即した具体的な事業を、「実施計画」で毎年度整理します。
- 戦略**…「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020」に位置付けている取組です。3つの基本目標ごとに整理しています。

施策の展開

1 市民に分かりやすい水害対応情報の発信【防災行政課】

「水害対応ガイドブック」や「浸水想定区域図」等により、市民に分かりやすい水害対応情報を発信します。

2 排水ポンプ場・雨水幹線等の整備・管理【上下水道課】

雨水の河川放流により浸水被害を防止・軽減するため、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備・管理を行います。

3 水害に強い安全な河川づくり【土木課・都市計画課】

国や県と連携した河川改修事業等により、水害に強い安全な河川づくりに取り組みます。

4 雨水貯留施設の整備・管理【土木課・上下水道課】

雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、雨水貯留施設の整備・管理を行います。

5 民間雨水貯留浸透施設の設置支援【都市計画課】

雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、民間の雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置に対する支援を行います。

6 水防施設の管理・運営【都市計画課】

浸水被害発生時に適切な対応を行うため、庄内川水防センターを適正に管理・運営します。

関連する個別計画

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一級河川庄内川水系 新川圏域河川整備計画（愛知県）	一級河川庄内川水系の新川圏域において、まちの暮らしを支えはぐくむ、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2007（平成19）年からおおむね30年
二級河川日光川水系 河川整備計画（愛知県・名古屋）	二級河川日光川水系において、歴史に学び地域と歩む、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2011（平成23）年からおおむね30年
新川流域水害対策計画（愛知県及び清須市など流域15市町）	河川管理者、下水道管理者、流域内の地方公共団体等の関係機関が連携して、浸水被害対策を推進するための計画です。	特定都市河川浸水被害対策法	2007（平成19）年からおおむね30年
公共下水道全体計画	公共下水道の計画区域等を定めた全体計画です。	—	2010（平成22）年度～2025（令和7）年度
公共下水道事業計画	公共下水道を整備する地区や工事の期間等を記載した事業計画です。おおむね5年ごとに予定処理区域の拡大を行っています。	下水道法、都市計画法	2016（平成28）年度～2020（令和2）年度

関連する個別計画

- 施策に関連する個別計画を記載しています。

(4) 後期基本計画における 37 の施策 …資料 6－3

V 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行

前期基本計画の内容を基本に整理し、第 4 回審議会で審議。